

平成30年6月22日
監 第 257号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査結果のうち、現在まで改善措置が完了していない事項について、知事から報告があったので、次のとおり公表する。

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	西	銘	純	恵

第1 定期監査指摘事項に対する未措置の状況

<財務・事務に関する事項>

(平成21年度監査結果報告分)

1 県有財産の利活用がなされていないもの

(1) 指摘の内容

企業債残高（看護師住宅を含む）が14,986,611円あり、借地借上料として年間52,500円支払っている古宇利診療所建物が、平成19年3月の同所の休止以後利活用がなされていなかった。利活用を検討する必要がある。（北部病院）

(2) 現在までの状況

借地借上料を支払っていた古宇利診療所医師住宅については、平成24年6月に今帰仁村長より地域保健福祉拠点施設として利用するため同建物の無償譲渡申請があり、平成24年11月に同村あて無償譲渡した。

平成29年10月に、県立病院課、北部病院及び今帰仁村の三者により古宇利診療所建物及び看護師住宅の処分等について、意見交換を行った。

現在、今帰仁村において利用計画を策定中であり、当該利用計画が策定された後、当該計画を精査し、同診療所の今帰仁村への譲渡について協議する予定である。

(3) 未措置とする理由

古宇利診療所建物及び看護師住宅の利活用に係る具体的な計画を策定していないため。

(平成26年度監査結果報告分)

1 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

備品を取得した際は備品台帳に登録しなければならないが、沖縄型植物工場プラント等（合計57,732,384円）について、登録していなかった。（園芸振興課）

(2) 現在までの状況

当該備品は実証事業委託により取得した備品であり、委託事業終了後の効果的活用、公益性等を勘案し、管理は委託先の研究機関としており、事業終了後も、毎年度利用計画等を提出させ、備品の適切な管理や使用状況について、定期的に現地確認している。

備品の適切な取扱いについては、当該備品を活用している研究機関と引き続き調整を行

っていく。

- (3) 未措置とする理由
備品台帳への登録が完了していないため。

(平成28年度監査結果報告分)

1 設計変更等の事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

浦添西原線1号橋ヤード整地工事(H27-1)について、設計変更に伴う現場の着手は、原則として契約変更後に行う必要があるが、工区を追加する2回の重要な設計変更において、いずれも契約変更前に現場に着手し、契約変更を工期末に行っていた。また、設計変更伺で、変更理由の記載が十分でないものがあった。

(都市モノレール建設事務所)

(2) 現在までの状況

指摘後、沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領(案)に基づき、事務処理に努めている。

(3) 未措置とする理由

重要な設計変更に係る基準、手続き等を明確に定める沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領を確定し、当該要領に基づき事務処理を行う必要があるため。

2 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

新たに購入した備品を指定管理者へ貸与しているが、指定管理協定で定める管理物品一覧に記載していなかった。

(都市計画・モノレール課)

(2) 現在までの状況

現在、基本協定書の貸与備品について整理しており、平成29年度の新規購入備品と併せて、基本協定書の変更協議を行う予定である。

(3) 未措置とする理由

指定管理協定で定める管理物品一覧への記載が完了していないため。

3 債権の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

県営住宅損害賠償金について、平成12年度以降の債権を調定しておらず、債権額を把握していない等、不適正な債権管理となっていた。

(住宅課)

(2) 現在までの状況

指摘後、調定を行っていない債権額の把握に取り組んでいる。また、債権管理のあり方について、これまでの状況を踏まえ検討していく。

(3) 未措置とする理由

債権額の把握等が完了しておらず、不適正な債権管理が改善されていないため。

4 歳入歳出外現金の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

県営住宅入居時に入居者から受け入れた敷金について、歳入歳出外現金として財務会計システムにより管理している現在高と、住宅管理システム等により戸別の管理を行っている合計額に差額が生じており、納入者が不明な敷金がある等、不適正な管理となっている。
(住宅課)

(2) 現在までの状況

指摘後、財務会計システムで保存されている敷金払出情報及び過去の払出調書等に基づき、管理台帳を整備している。管理台帳整備後は、敷金の返還等について、関係法令等に基づき、適正な事務処理に努める。

(3) 未措置とする理由

管理台帳を整備中であり、敷金の返還等について、処理が完了していないため。

5 許可事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

許可事務が適正でなかったものが次のとおりあった。

ア 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の算定において、その積算根拠が不明なものや、使用許可の手続を行わず使用料を徴収していたものがあった。

(南部医療センター・こども医療センター)

イ 沖縄県病院事業局固定資産管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第20号）により、行政財産の使用を許可する期間は、局長が特別の理由があると認める場合でも5年を超えない範囲内で行わなければならないが、院内の店舗設置に係る行政財産の使用許可について、5年を超える期間の使用を許可する覚書を院長名で締結していた。
(中部病院)

(2) 現在までの状況

ア 電柱等設置については、行政財産の目的外使用許可に係る適正な使用料を算定した。指摘後、沖縄県病院事業局固定資産管理規程に基づき、適正な事務処理に努めている。

郵便差出箱の設置については、現在、取引郵便局と使用料等について協議中である。

イ 覚書の内容について、現在、使用許可期間を見直しており、変更手続中である。

(3) 未措置とする理由

ア 郵便差出箱の設置に係る使用料等について協議中であり、使用許可手続きが完了していないため。

イ 覚書の内容について使用許可期間の見直し中であり、手続きが完了していないため。

<工事等に関する事項>

(平成28年度監査結果報告分)

1 設計変更の手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

設計変更に伴う現場の着手については、原則として契約変更後に行うものであるが、平良下地島空港線乗瀬橋橋梁整備工事（下部工その2）における橋脚工の追加工事について、重要な設計変更であるにもかかわらず、契約変更前に当該追加工事に着手していた。（宮古土木事務所）

(2) 現在までの状況

指摘後、沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領（案）に基づき、事務処理に努めている。

(3) 未措置とする理由

重要な設計変更に係る基準、手続き等を明確に定める沖縄県土木建築部建設工事設計変更要領を確定し、当該要領に基づき事務処理を行う必要があるため。

2 施設の改修が必要なもの

(1) 指摘の内容

平良下地島空港線乗瀬橋橋梁整備工事（下部工その2）において、橋台翼壁に防護柵設置用の箱抜きがされていなかった。上部工線形と整合する形での改善が必要である。（宮古土木事務所）

(2) 現在までの状況

当該箇所については、平成30年度以降に発注予定の地覆工事实施の際に線形を整えた形で整備を行う予定である。

(3) 未措置とする理由

平成30年度以降に整備する予定であり、工事が完了していないため。

第2 財政的援助団体等監査の指摘事項に対する未措置の状況

（平成28年度財政的援助団体等監査結果報告分）

1 会計事務等に関するもの

(1) 指摘の内容

沖縄県住宅供給公社では、退去後の修繕に要する居住者負担分費用を仮受金として長期にわたり保管しているものがあった。（土木建築部所管）

(2) 現在までの状況

沖縄県住宅供給公社に対し、退去後の修繕に要する居住者負担分費用を仮受金として長期にわたり保管しているものについて適正に処理するよう指導した。同団体では、当該仮受金について、指定管理料で立替え払いされた分と今後修繕に充てる分を確定する作業に取り組んでいる。

(3) 未措置とする理由

確定作業が完了していないため。

2 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体（与那原マリーナ）では、自動販売機の設置について、基本協定書第54条の規定に基づく事前の県の承認を受けていなかった。

駐車場料金について、対象車を駐車場の場外へ駐車させ、料金を徴収していないものや、根拠となる規程等が無く減免しているものがあった。

また、平成28年度に整備した航路標識灯(685,800円)については、県での財産登録がなされていなかった。
(土木建築部所管)

(2) 現在までの状況

サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体（与那原マリーナ）に対し、基本協定書に定める事項を遵守し、事務手続を行うよう指導した。同団体では、自動販売機の設置を記載した年度事業計画書の提出を行い改善を図った。

駐車場の場外へ駐車させ料金を徴収していないものについては、平成30年4月から徴収を開始しており、減免については基準を定めるため、今後県と協議を進めていく予定である。

また、財産登録については、登録作業を進めているところである。

(3) 未措置とする理由

駐車場の減免基準が定められていない。また、財産登録を完了していないため。

3 補助事業の執行に関するもの

(1) 指摘の内容

特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構では、新情報通信費低減化支援事業補助金に係る実績報告において、回線使用料の誤りや回線の障害による減額分、回線の中途解約に係る日割計算分についての誤りがあった。
(商工労働部所管)

(2) 現在までの状況

特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構に対し、実績報告書を再度確認し適正に処理するよう指導した。同団体では、当該実績報告書の訂正を行い補助金の返納の処理に向け準備中である。

また、手続きに不備がないようチェック体制を強化し適正な事務処理に努めている。

(3) 未措置とする理由

実績報告書の訂正及び補助金の返納処理が完了していないため。

第3 行政監査指摘事項に対する未措置の状況

(平成22年度監査結果報告分)

1 催告の未実施について

(1) 指摘の内容

催告を実施していないものが次のとおりとなっていた。

督促指定期日までに納付がない場合は、債務者に納付を促すため、速やかに文書・電話・訪問等による催告を行う必要がある。

債権名

所管機関名

(2) 現在までの状況

県営住宅損害賠償債務者及び連帯保証人の所在確認を引き続き実施しており、所在が判明でき次第、催告を再開することとしている。

その一方で、所在確認ができず、回収が極めて困難と判断される債権については、弁護士による債務者等の所在・財産等を把握する取組を実施し、所在が判明し次第、納付催告による徴収又は不納欠損等の処理を行うこととしている。

(3) 未措置とする理由

所在確認を実施中であり、催告が行われていないため。

(平成26年度監査結果報告分)

1 重要備品の遊休化

(1) 指摘の内容

利用記録簿がなく、全く利用されていない重要備品は、次のとおりである。

新機種の導入、老朽化、事業終了により利用されなくなったものは、再利用や処分について検討を行い、適切な管理に努めていただきたい。

ア 試験・実験委託事業が終了したため利用されていない機関

商工労働部 産業政策課 2件

イ 寄贈された天蓋風飾りの使途がないため利用されていない機関

土木建築部 都市計画・モノレール課 1件

(2) 現在までの状況

ア 該当する重要備品については、過去に実施した産学官共同研究推進事業において委託先で購入したものであり、当該事業の管理法人へ無償貸し付けを行っている。譲渡申請があった2件については、譲渡を完了し、他の2件について、譲渡に向け取り組んでいるところである。

イ 当該備品は、沖縄サミット時にレセプション会場の首里城北殿に国が設置し、県に寄贈したものである。北殿は通常の形態が売店であるため、当該備品を活用できない状況である。現在、首里城有料区域の管理権限の取得について調整しており、当該備品の活用についても、施設の利用形態を踏まえながら検討する。

(3) 未措置とする理由

ア 譲渡に向けて取り組んでいるが、手続きが完了していないため。

イ 利用の方針が確定していないため。